

豊田市鞍ヶ池公園民間活力導入事業 選定審査基準書

1 目的

本選定審査基準書は、令和3年4月（予定）から鞍ヶ池公園の管理運営を行う指定管理者、Park-PFI（公募対象公園施設、自主事業による施設整備、特定公園施設）、キャンプフィールドの整備を行う設置等予定者の選定にあたり、豊田市鞍ヶ池公園民間活力導入事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う審査の方法、評価基準等を示すものである。

2 選定審査の概要

（1）選定方式

本市は、指定管理者に対して、当該施設の維持管理及び運営業務を通じて、施設本来の設置目的に照らし最も効率的、効果的なサービスの提供を求めるものである。特に、指定管理者には本市が要求水準書で指示する指定管理業務を適切かつ安定的に実施するという基本業務のほか、維持管理に関するサービス水準の向上・コストの削減に係る提案や施設の設置目的の達成に資する自主事業の実施、さらに、市民共働の推進や園地全体の利活用に向けたイベント等の自主事業の実施を期待するところである。

また、設置等予定者に対して、Park-PFI（公募対象公園施設、自主事業による施設整備、特定公園施設）、設計施工一括発注方式による魅力的なキャンプフィールドの整備、公園の維持管理及び運営業務を通じた、効率的・効果的なサービスの提供を求めるものである。

Park-PFI（公募対象公園施設、自主事業による施設整備、特定公園施設）は、鞍ヶ池及び周囲の樹林地をはじめとする良好なロケーション、自然環境と調和した魅力的な施設の導入、キャンプフィールドは、他の公園にない高品質・高機能な施設の導入を期待するところである。

これらを総合的に判断するためには、価格とサービスの質の向上等に関する審査を要することから、組織体制及び人材確保に関すること、リスク分担能力に関すること、各種提案内容に関すること等を総合的に評価する。

（2）選定審査の方法

選定審査は、一次審査、二次審査の2回に分けて行うものとする。

① 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査する。

a 参加資格の確認

応募者が、参加資格の要件を満たしていない場合には、失格とする。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法令その他市が示す基準を満たしていない事項がある場合には、失格とする。

c 公募設置等指針（以下、「本指針」という。）に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切であるか、市が示す仕様を適切に実施できるかどうかを书面審査するものとする。なお、記載されている事項について、内容確認又は調査を実施する場合がある。審査の内容は以下のとおりとする。

- ・ 公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・ 記載すべき事項が示されていること
- ・ 認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された資料により見込めること

d 価額の審査

鞍ヶ池公園民間活力導入事業公募設置等指針及び鞍ヶ池公園指定管理者募集要項が定める「年間の指定管理料」「特定公園施設の建設に係る負担額」「キャンプフィールドの設計・施工に係る負担額」の上限額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が上限額を超える場合には、失格とする。

また、鞍ヶ池公園民間活力導入事業公募設置等指針及び鞍ヶ池公園指定管理者募集要項が定める「設置許可使用料」「管理許可使用料」の最低額と、価額提案書に記載されている提案額を比較し、提案額が最低額を下回る場合には、失格とする。ただし、キャンプフィールドにおける「管理許可使用料」を除く。

②第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「選定委員会」において、「プロポーザル評価基準及び採点表」で示す評価の基準に沿って審査を行う。応募者は、選定委員会において、提案内容に関する公開プレゼンテーションを実施していただく。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡する。全参加者のプレゼンテーション終了後に、審査委員による審査及び採点を行い、最高得点の者を最優秀提案として選定する。

なお、応募者が多数の場合は、公開プレゼンテーションに先立ち提出された書類のみで審査を行い、対象者を数社程度に絞ることがある。

(3) 選定審査体制

選定委員会が行うものとする。

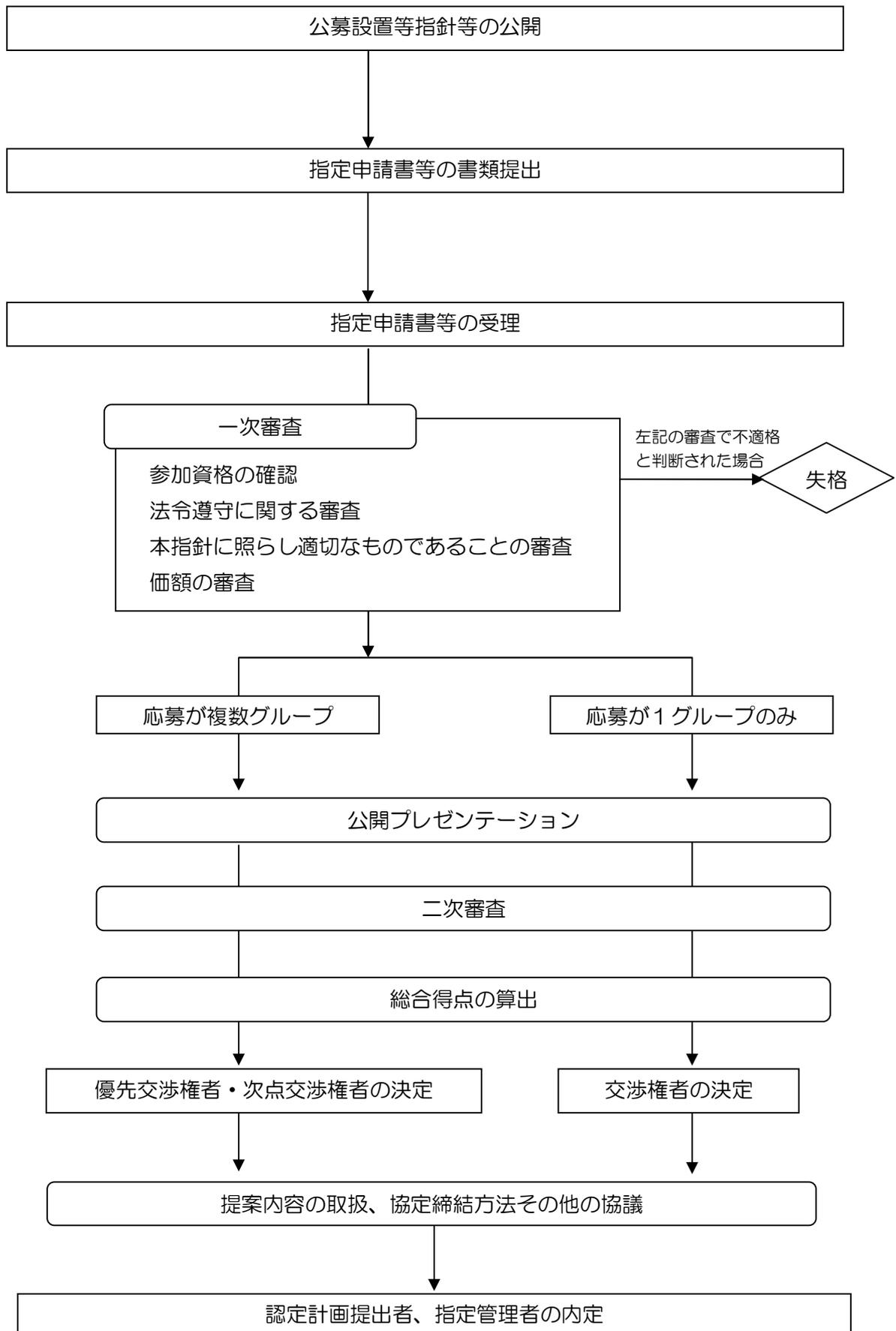
<選定委員会委員>

(敬称略)

	氏 名	所 属
委員長	田中 人	愛知学泉大学 現代マネジメント学部 講師
委員	今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー 学長
委員	速川 英津子	中小企業診断士
委員	鬼木 利恵	株式会社 eight 代表取締役
委員	栗本 光太郎	豊田市 都市整備部 部長

3 選定審査の手順

認定計画提出者の選定審査の手順は、概ね以下に示すとおり行うものとする。



4 評価方法

(1) 得点の算出

各審査委員採点の合計（400点満点）の5名の総合計（2000点満点）を比較し、最高得点の者を最優秀提案として選定する。

総合計が60%を下回る場合は失格とする。

1 全体計画、2 指定管理、3 Park-PFI、4 キャンプフィールドそれぞれのサービス得点のうち、ひとつでも60%を下回る場合も失格とする。

大項目	項目	割合	配点	
1 全体計画	サービス得点	25%	100	100
2 指定管理	サービス得点	13.8%	55	80
	価格得点	6.3%	25	
3 Park-PFI	公募対象	サービス得点	11.3%	45
	公園施設	価格得点	1.3%	5
	自主事業による施設整備	サービス得点	6.3%	25
		価格得点	1.3%	5
	特定公園施設	サービス得点	3.8%	15
		価格得点	1.3%	5
4 キャンプフィールド	サービス得点	25%	100	120
	価格得点	5%	20	

配点	
85	100
15	

割合	配点	
85%	340	400
15%	60	

× 審査委員 5 名
= 総合計 2000 点

(2) 二次審査体制

応募者から提出された公募設置等計画について評価基準の評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定する。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合がある。

5 選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人等は、認定計画提出者、指定管理者を内定するまでの間において、選定委員会の委員、本件業務に従事する市職員及び公募設置等指針等の作成に関する業務を市が委託した中央コンサルタンツ株式会社に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとする。なお、当該接触等の事実があった場合には失格とする。

6 選定結果の通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じない。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、豊田市公式ウェブサイトへの掲載により公表する。なお、選定結果や公募設置等計画等の概要については、豊田市の記者クラブに加盟する報道機関への資料提供、情報公開条例に基づき公開することがある。

7 公募設置等予定者等の決定

選定委員会が決定する得点が最も高いグループを『公募設置等予定者』とし、優先交渉権者に次いで総合得点が高いグループを『次点者』とする（応募が1グループのみであった場合は、プレゼンテーションを実施して当該グループの『公募設置等予定者』としての適否を判断する。）。

選定審査終了後、公募設置等予定者に対して本事業実施の意思確認や公募設置等計画の内容等について協議を行い、支障がない場合に認定計画提出者として内定するものとする。

次点者は、本市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、或いは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合、設置等予定者が内定を辞退した場合は、次点者が設置等予定者としての地位を取得するものとする。ただし、次点者の当該交渉権は、令和2年9月30日をもって消滅するものとする。

なお、審査の結果によっては、設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合がある。